小千谷市

空き家対策

株式会社サイネックス



空き家を
相続しました

管理するのに
お金も手間も
かかり
そうだし

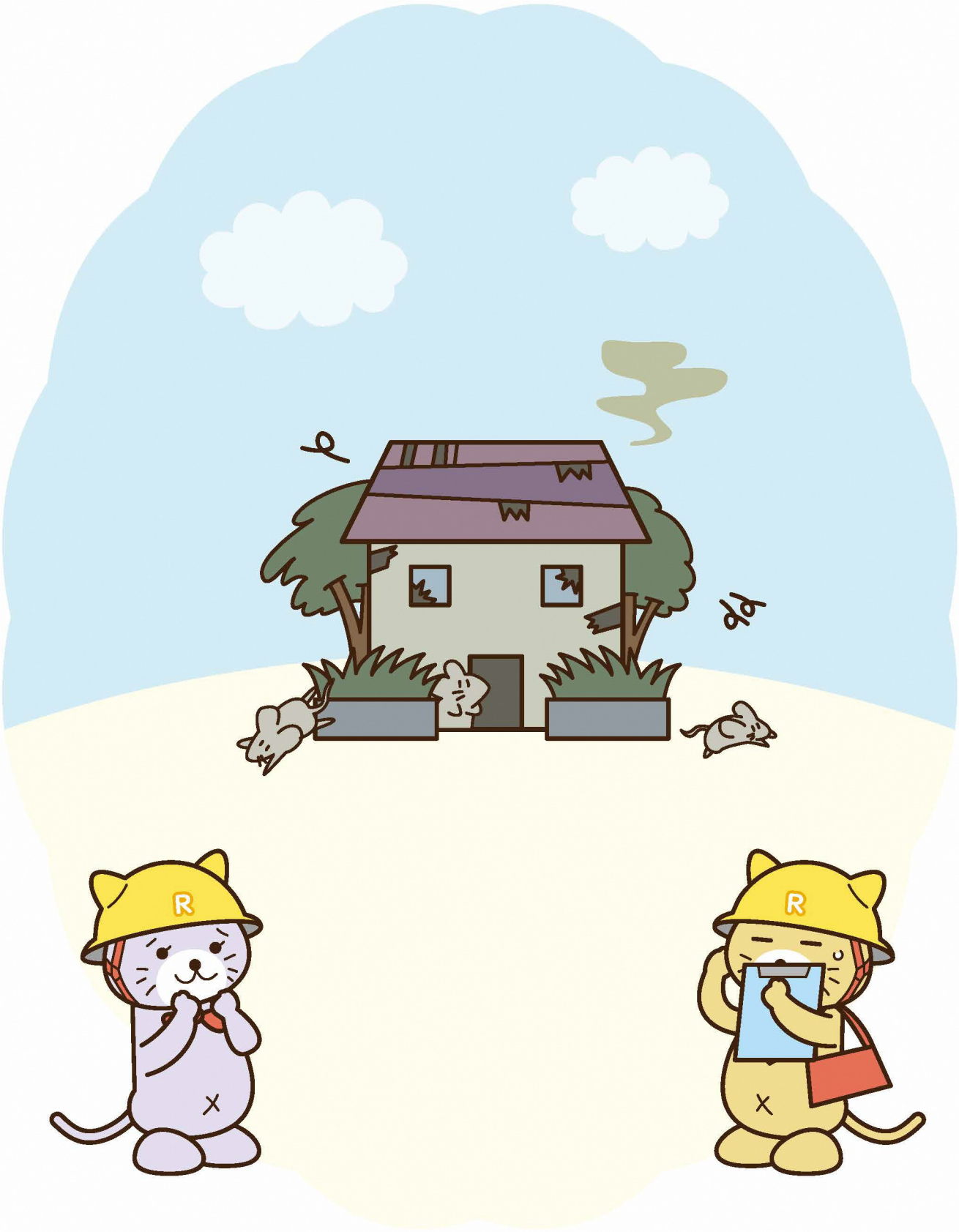
手続きとか
難しそうね

相続した
空き家を
上手にいかす
方法を
教えます
にゃ～！





空き家リポーター
「りのにゃ～」



もくじ | Contents |



- 「空き家」放置していませんか？ …… 2
- 空き家について考えてみましょう！ …… 4
- 空き家にしないためには …… 6
- 空き家を所有することになったら …… 7
- 空き家を管理する場合には …… 8
- 空き家を管理できない場合には …… 10
- 売却のこと …… 12
- 賃貸のこと …… 13
- 解体のこと …… 14
- 空き家バンク …… 15
- 小千谷市補助金について …… 16

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

小千谷市 空き家対策

令和5年9月発行

無断で複写、転載することはご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

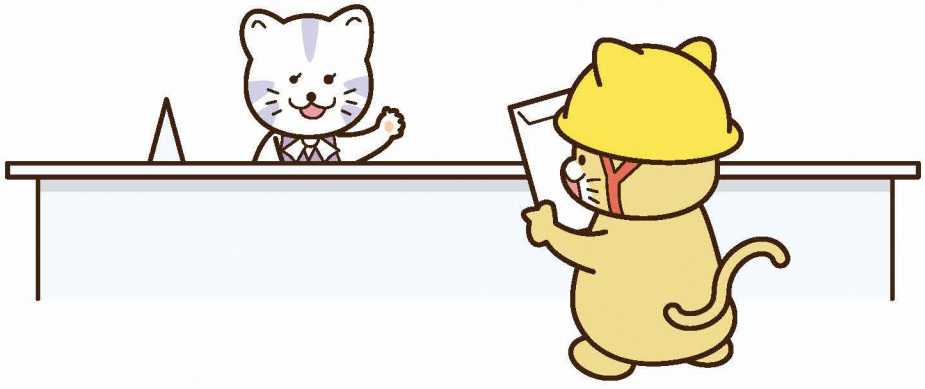
発行／制作

株式会社サイネックス　東京本部
〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3
TEL.03-3265-6541(代表)

広告販売

株式会社サイネックス　長岡支店
〒940-0048 新潟県長岡市台町1-8-26
TEL.0258-34-9777

※掲載している広告は、令和5年7月現在の情報です。



Chapter 1

「空き家」放置していませんか？

空き家とは …家主の不在が常態化しており、住居やその他の使用もなされていない建物や敷地のこと

どうして…空き家放置のリスク

市では、平成27年に国が施行した「空家等対策の推進に関する特別措置法」を契機に、「小千谷市空家等対策計画」を定め、所有者・管理者への指導などの取り組みを進めています。



広　告



その他にも…

景観悪化や苦情

長時間の放置は、街並の調和を乱し近隣に迷惑をかける恐れがあります。

近隣とのトラブルを避けるためにも、適正な管理は欠かせません。

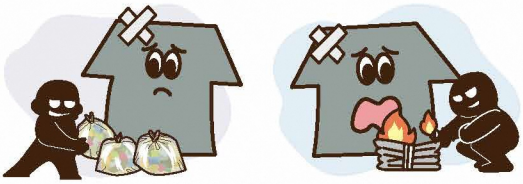


悪質な

犯罪の誘発

放火による火災や不法侵入・不法投棄などが懸念されます。

また、空き家出火の原因は、ほとんどが放火によるものと言われています。



管理不全な空き家の問題点と解決方法

❶不審者が侵入する

不審者が侵入することで、犯罪の温床となってしまったり、建物に放火されてしまうといった危険があります。玄関や窓の施錠の確認など定期的な見回りが必要です。

❷ゴミを捨てられる

ゴミを捨てられることにより異臭が発生し、周辺に悪影響を及ぼすおそれがあります。定期的な見回りが必要です。

❸動物や害虫のすみかになる

動物や害虫がすみつくと、建物にはシロアリなどの被害が出たり、動物の糞や死骸などにより、周辺に悪影響を及ぼすおそれがあります。玄関や窓の確認、敷地内の管理などの定期的な見回りが必要です。

❹屋根瓦や窓ガラスが落下して、通行人などにケガをさせてしまう
老朽化による建物の倒壊、建材などの飛散

建材が風などで落下し、周辺の建物や通行人等にケガをさせてしまうと、損害賠償を請求される恐れがあります。定期的な見回りを行い、破損等を発見した場合には、補修をするなど適切な管理が必要です。



❺樹木や雑草が生い茂り、隣地や道路へはみ出し、通行などの障害となっている

隣地へ樹木などがはみ出すと、周辺住民へ迷惑をかけてしまったり、道路へはみ出すと見通しが悪くなるなど、通行へ支障をきたしてしまうおそれがあります。定期的な見回りを行い、特に樹木が成長する夏の時期は、手入れをするなどの適切な管理が必要です。

広　告



小西板金

お気軽にご相談ください

●リフォーム工事　●外壁工事
●屋根工事　●雨樋工事

小千谷市藤生甲1797-17
TEL・FAX 0258-82-6753
携帯 090-4957-2406

Chapter 2

空き家について考えてみましょう！

空き家管理・活用実践フロー



空き家を所有することになりました → 所有者がなすべきことを知りましょう！ → 空き家の使い方を考えましょう！



空き家の所有者には管理責任があります!

空き家を放置し続けると倒壊、火災等の危険性や防犯、衛生上の課題も生じます。

空き家の所有者には法的にも管理責任があります。

P2、3参照

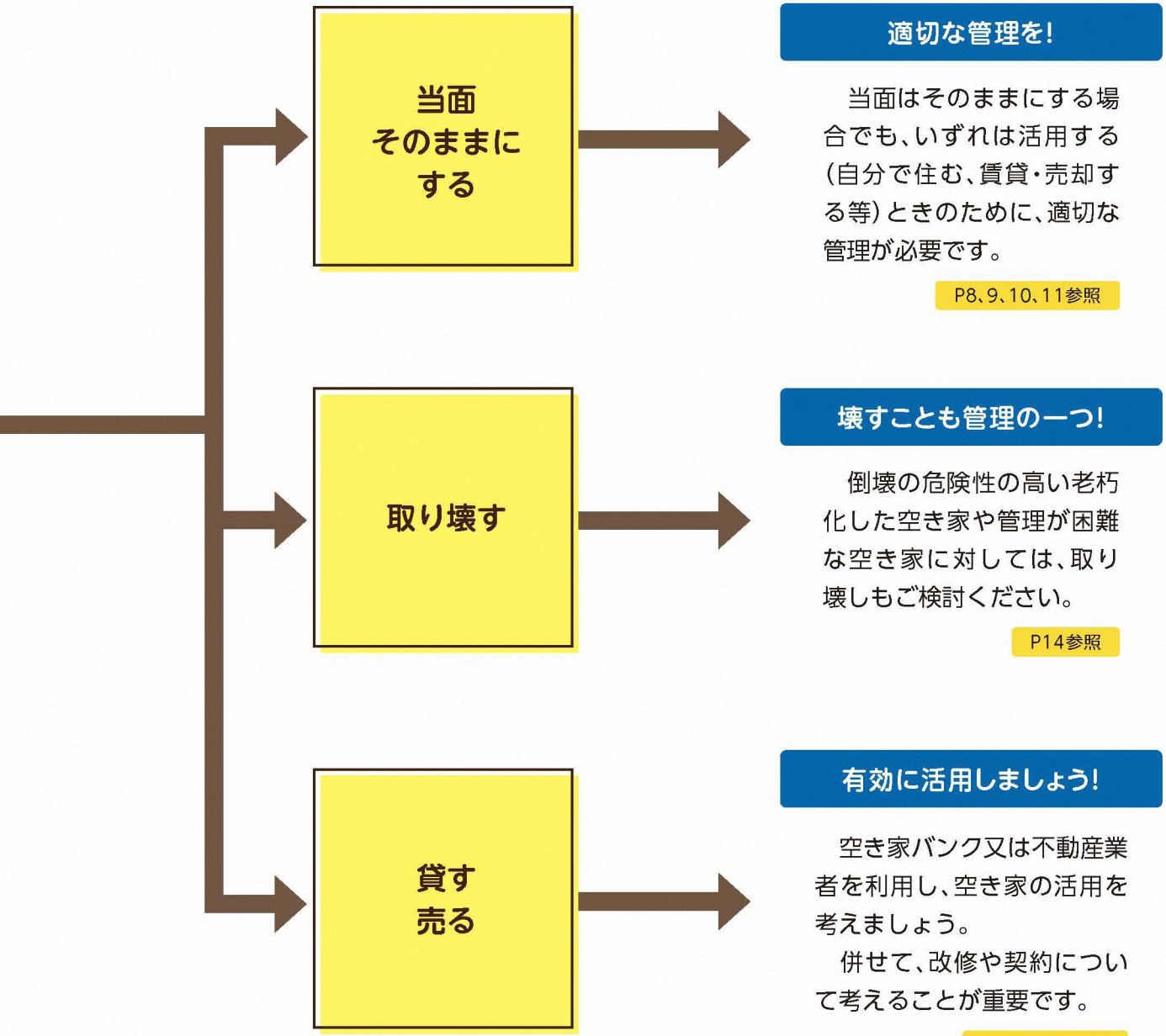
家財処分、相続、税金等について知りましょう!

空き家の使い方を決める前に、家財の処分、相続手続き、所有及び売却に関わる税金等について理解を深めることが重要です。

P7、10、11参照

広　告





広　告

新潟県板金工業組合認定工事店
屋根10年保証工事店
樋口板金
樋口泰蔵
小千谷市池中新田393-1
☎ 0258-82-1298
FAX 0258-82-1154
携帯 090-4759-1626



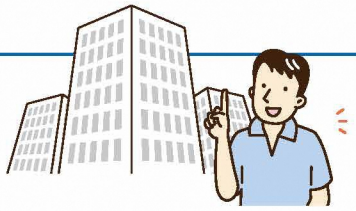
Chapter 3

空き家にしないためには

どのように次世代に引き継ぐか考えよう。



現在の登記を確認しよう。

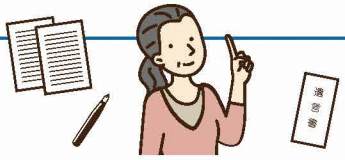


土地や建物の所有権に関しては、不動産登記の義務付けがなかったため、従前所有者の名義のままになっていることがあります。

所有権を証明できなければ、次世代への適切な相続や活用ができなくなります。

不動産登記の名義を確認し、現在の所有者になっているか確認しましょう。

意思表示をしておこう。



誰に家を引き継いでもらいたいか意思表示をしておきましょう。残された家族が相続で悩んだり、争うことがないよう、家族と話し合いを進めておきましょう。

また、相続人がいない場合には、遺言書によりお世話になった人へ資産を遺すことも可能です。

困ったときは専門家に相談しよう。



不動産登記の確認や相続税の計算、相続人の権利関係、遺言書の作成に関しては、専門的な知見が必要です。それぞれの悩みに応じて、法務局、税理士、弁護士、司法書士などの専門家に相談しましょう。

空き家に関する相談窓口

空き家に関する相談への対応

空き家に関する相談は、「利活用」と「適切な管理」の二つの窓口に分けて対応します。

特に、空き家の利活用の観点から、所有者等の転出・死亡・入院等により空き家が発生した時点で、利活用等の相談を受ける体制を関係課と連携して構築し、早期に空き家バンクへの登録を促します。

また、管理不全の空き家の相談内容は多岐にわたることから、庁内の関係課、協議会及び関係団体と連携・相談し、対応するとともに、対応内容については、経過等について記録し、関係課で共有します。

相談窓口

利活用：商工振興課U・Iターン支援室　TEL 0258-83-3556
適切な管理：防災安全課 防災安全係　TEL 0258-83-3515

広　告

司法書士は身近な「くらしの法律家」

相続・売買・贈与・遺言・成年後見ほか
お気軽にご相談下さい。

司法書士 星野哲也 事務所
司法書士 星野　誠 事務所

小千谷市城内1-13-25
小千谷消防署前
コインランドリーデポ様の脇入ってすぐ
☎0258-83-4567

産業廃棄物処理業
建設業（とび・土工工事業）
解体工事業
特別管理産業廃棄物収集運搬

㈲保科産業
代表取締役　保科　正

小千谷市小粟田2727-144
☎0258-82-6721
FAX0258-82-6133

Chapter 4

空き家を所有することになったら

相続登記をしよう。

親族の死亡等により空き家を相続した場合は、相続人への名義の変更（相続登記）を行いましょう。相続登記がされず、前所有者（故人等）の名義のままになっていると売買などで支障となります。きちんと相続登記を済ませておきましょう。

手順①

必要な情報を収集しよう。

- 固定資産全部証明書（名寄帳）等を取得→各市町村にて
- 相続人確定のための戸籍を取得→本籍地の市町村にて
- 空き家の名義人を調べるための登記事項証明書を取得→法務局にて

手順②

相続人全員で話し合いをしよう（遺産分割協議）。

それぞれの相続人には法定相続分があります。遺産分割協議をしない場合、相続人の持分割合により相続登記を行いますが、遺産分割協議をすることにより、特定の相続人の単独名義や特定の共有名義とすることができます。ただし、遺産分割協議は相続人全員の同意が無ければ無効となりますので注意が必要です。

なお、話し合いがまとまらない場合、家庭裁判所にて遺産分割調停により解決を図る方法もあります。

手順③

申請書、添付書類を用意の上、法務局へ登記申請をしよう。

ご自身で相続登記をすることが難しい場合、登記の専門家である司法書士に依頼することもできます。

手順④

法務局の審査を経て、問題無ければ相続登記が完了します。

相続はどうなるの？（法定相続について）

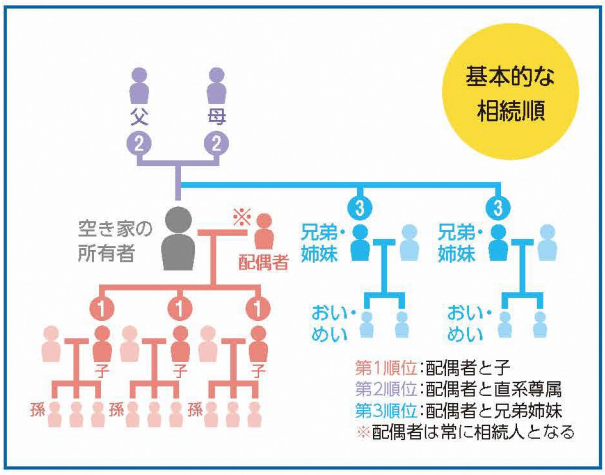
基本的な相続の順番は、右図のようになります（法定相続）。

遺産は、先ず第1順位の相続人に相続権があり、子がいない、又は相続放棄をした場合には、次の順位の相続権がある人が相続人となります。

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。

- 相続（遺言も含みます。）によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。
- 遺産分割の話し合いがまとまった場合には、不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に、その内容を踏まえた登記を申請しなければなりません。

正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります。



広　告



KOMIYAMA 小見山建築

お問い合わせ専用ダイヤル
TEL 080-8145-0712
（受付時間　平日 8:00 ～ 17:00）

TEL/FAX 0258-82-6431
小千谷市大字塩殿甲 335-1
https://www.komiyamakenchiku.com

Home Page

Chapter 5

空き家を管理する場合には

近隣に迷惑をかけないようにしよう。

空き家は定期的な点検と管理が大切です!



人が出入りをし、適切に管理することで建物の老朽化の抑制につながります。具体的には定期的な通風、換気、通水、掃除を行うことで老朽化の進行を抑制することができます。

次の作業項目を参考に、月1回程度の頻度でできるだけこまめに取り組むようにしましょう。

また、大雨や台風、地震のあとは、建物に被害がないか必ず点検しましょう。

自分でできる管理方法

	作業項目	作業内容	
内部	通風・換気(60分程度)	すべての窓・収納扉(押入れ・クローゼット)の開放 換気扇の運転	建物を傷めないためには、できるだけ頻繁に行いましょう
	通水(3分程度)	各蛇口の通水 各排水口に水を流す(防臭、防虫のため)	
	掃除	室内の簡単な清掃	
外部	郵便物整理	ポスト、玄関に投函された郵便物・配布物の整理	ご近所の迷惑にならないよう念入りに行いましょう
	敷地内清掃	敷地内の落ち葉やごみの清掃	
	草取り 庭木の剪定	草取り、越境している枝やツルの剪定 庭木の剪定、消毒	
点検	雨漏りの有無	すべての部屋に雨漏りがないかチェック	大雨や台風、地震のあとは必ず点検を行いましょう
	建物の傷み	建物に傷んでいるところはないかチェック	
	設備の傷み	水漏れなどがないかチェック	

※点検は次頁のチェックシートも参考にしてください。

広　告

屋根・外壁・雨樋等の修理
おまかせください。
高野板金 株式会社
まずは何でもご相談を!
小千谷市平沢2-8-5
TEL 0258-82-5221
FAX 0258-82-9317

全て空家で困ったら!まず相談!
ハイハイネットにお任せ下さい!
貸す・売る ➡ リフォーム
土地を売る ➡ 解　体
維持する➡ 空家管理
見積り無料!まずは相談!
〒947-0035 小千谷市桜町 5145 番地 1
日本中何でも ハイハイ
TEL 0120-27-8181

空き家の傷み具合チェックシート



定期的に
点検
しましょう

外部まわり

☐ 屋根
・屋根材の異状
（ズレ、割れ、さび、苔、ハガレ）

☐ 軒裏
・軒天材の異状
（シミ、汚れ、浮き、苔、ハガレ）

☐ 雨とい
・水濡れ、ハズレ、ヒビ、割れ

☐ 窓・出入口ドア
・ガラス、建付けの異状
（割れ、ヒビ、開閉の
不具合、傾き、施錠の不具合）

☐ バルコニー
・床材、手すりの異状
（破れ、虫食い、腐朽、反り、
たわみ、さび、ぐらつき）

☐ 外壁
・外壁材の異状
（汚れ、色あせ、さび、苔、
ハガレ、ヒビ）

☐ 擁壁
・水抜き穴の詰まりの有無
・ひび割れの有無
・目地の開きの有無

☐ 塀
・塀の異状（汚れ、傾き、崩れ）

☐ 家まわり
・樹木、雑草の繁茂
・害虫、害獣の発生

☐ 土台・基礎
・基礎、土台の異状
（ヒビ、割れ、傾き、腐朽、
虫食い、蟻道）

内部・設備

☐ 天井
・天井材の異状
（ハガレ、たわみ、浮き、シミ、カビ）

☐ 壁
・壁材の異状
（ハガレ、浮き、シミ、カビ、割れ）

☐ 床
・床材の異状
（ハガレ、浮き、シミ、カビ、割れ、傾き）

☐ 室内ドア・障子
・建付けの異状（開閉の不具合、傾き）

☐ 設備
・給水、排水の不具合
（赤水、詰まり、臭い、水漏れ）

広　告

建築板金工事
ナック式融雪屋根工事
(有)廣井板金
廣井　勝則
小千谷市木津薤生甲2003-5
☎0258-82-5939
FAX0258-82-5981

リノベで叶えた住みたい家
お家のことならお気軽にご相談ください
株式会社中澤建工
本　社　〒947-0053 新潟県小千谷市千谷川四丁目13番30号
事務所　〒947-0052 新潟県小千谷市大字千谷甲1816番地16
TEL.(0258)82-1760　FAX.(0258)82-1673
ホームページアドレス https://nakaken.sv.bigsite.jp/
NAKAZAWA KENKO

Re-Home
土地・空き家探し
不動産のお困りごとはお任せください
センターランド有限会社
CENTER LAND
〒947-0052 新潟県小千谷市大字千谷甲1816番地16
TEL.(0258)82-1765　FAX.(0258)82-1673

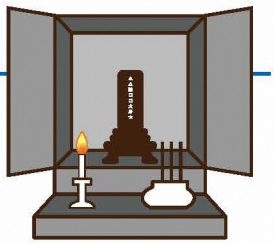
Chapter 6

空き家を管理できない場合には

空き家の売却、賃貸を検討しよう。

今後使用する予定が無く、空き家の維持管理ができない場合、売却、賃貸などを検討する必要があります。
特に老朽化が進んだ建物は、修繕や改修に要する費用が大きくなりますので、以下を参考に早めに売却や賃貸などを検討しましょう。

売却・賃貸の準備　家財道具や残置物の整理、処分をしよう。



空き家の売却、賃貸、解体などをお考えの場合、空き家の中にある家財や荷物を整理することが必要です。
早い段階から整理を進めることにより、その後の活用を円滑に進めることができます。
なお、遺品や仏壇などがあり、自力で処分することが困難な方は、民間の家財整理専門業者や仏具店等を活用するのも一つの方法です。

売却・賃貸の検討　不動産業者に相談しよう。

●売却

不動産業者との媒介契約により仲介を依頼するのが一般的です。また、業者が買取り、リフォーム後に販売する買取再販も多くなっています。事業者によって価格が異なることも多いので、複数の不動産業者に査定してもらいましょう。

●賃貸

空き家は、リフォームしてから賃貸するのが一般的です。
また、近年、借り手が自由にリフォームすることを許容して賃貸するケースもでてきています。
方法によって、それぞれメリット・デメリットがありますので、地元の不動産業者に相談しましょう。

空き家に関する相談窓口　P6参照

売却・賃貸が困難な場合　解体を検討しよう。



売却・賃貸が困難な空き家については、解体をして駐車場などとして「土地」を活かすといった方法もあります。
土地活用の可能性は、土地の周辺状況などによって異なります。解体を行う前に建築士や不動産業者へ相談しましょう。

空き家に関する相談窓口　P6参照

広　告

各種許認可申請、農地法許可申請、遺言、相続手続等
行政書士 小林法務事務所
不動産のご相談
小林不動産株式会社
小千谷市城内4丁目2番29号
TEL（代表）0258-83-2883　FAX 0258-83-2856

売却・賃貸のヒント

● **どこの不動産業者に相談すればよいかわからない場合には？**

空き家周辺の地元不動産業者に相談してみては…

● **売却するのに費用負担が難しい場合には？**

解体費や測量費などを含む売却を不動産業者に相談してみては…

● **狭小土地や接道不良土地で売却が難しい場合には？**

隣の家に買ってもらえないか提案してみては…

● **空き家所有者が認知症の場合には？**

成年後見制度の利用を検討してみては…

● **借地で空き家が売却できない場合には？**

借地契約を延長して賃貸を検討してみては…

● **古くて貸せるか悩んでいる場合には？**

固定資産税相当分の家賃で賃貸できないか不動産業者に相談してみては…



● **耐震改修済み、リフォーム済みをアピールする場合には？**

建物状況調査を実施し、安心R住宅※として売却を検討してみては…

※「安心R住宅」とは、これまでの既存住宅（中古住宅）のマイナスイメージを払拭するため一定の条件を満たした住宅の広告に、国が商標登録したロゴマークを付けて、物件選びに役立つ情報を消費者の皆さまへ分かりやすく提供する仕組みです。

相続した土地を国が引き取る制度が始まりました

令和5年4月27日より、相続した土地を国が引き取る「**相続土地国庫帰属制度**」が始まりました。これは、相続等によって土地の所有権を取得した相続人が、法務大臣（窓口は法務局）の承認により、土地を手放して国庫に帰属させることができる制度です。詳しくは法務省ホームページでご確認ください。

空き家や空き地を譲渡した場合の税制優遇

①空き家の譲渡所得の3,000万円控除

空き家を相続してから3年後の年末までに売却するなど一定の基準を満たす場合、譲渡所得から3,000万円が控除されます。

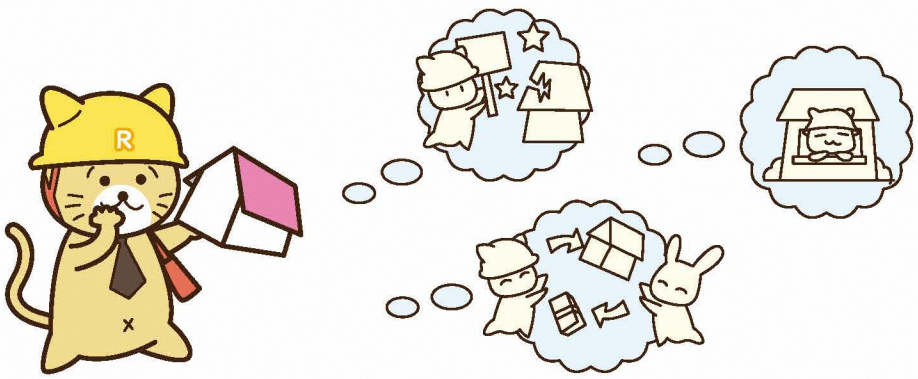
※税務署で控除の申告をする前に、「被相続人居住用家屋等確認書」の取得が必要です。
「被相続人居住用家屋等確認書」の交付申請の窓口は、空き家の所在する市役所の防災安全課になります。

②低未利用土地等の譲渡所得の100万円控除

空き家や空き地、空き店舗などの属する土地で500万円を超えない範囲の価格で売却するなど一定の基準を満たす場合、譲渡所得から100万円が控除されます。

※税務署で控除の申告をする前に、「低未利用土地等確認書」の取得が必要です。
「低未利用土地等確認書」の交付申請の窓口は、土地の所在する市役所の建設課になります。

空き家に関する相談窓口　P6参照



Chapter 7

売却のこと

メリットは?デメリットは?どう売るの～?

メリット

・維持管理にかかる手間とお金が不要
・一時的にまとまったお金が得られる
・現金化することで遺産分割しやすくなる
・経年劣化による将来下落するリスクの回避



デメリット

・思い入れがある建物が失われる
・希望価格で売れない可能性
・境界確認など手間や経費が掛かる可能性



専門家が一緒に考えます(相談から売却までの流れのイメージ)



①まずは不動産業者に相談

売却条件をざっくばらんに相談

②物件調査

売却予定物件を調査します

③価格査定

物件を査定した価格が提示されます

④媒介契約の締結

売却を依頼します

⑤広告

販売活動を行います

⑥売買契約の交渉

購入希望者と契約条件を交渉します

⑦売買契約の締結

契約条件など合意ができたら契約

⑧売却

売買代金の受領と同時に買主に物件を引き渡します



Chapter 8

賃貸のこと

メリットは?デメリットは?どう貸すの～?

メリット

・家賃収入が得られる
・建物(資産)を持ち続けられる
・担保にできるため融資が受けられる
・換気や通水などの管理が不要になる



デメリット

・入居者がいない場合には収入が得られない
・入居者とトラブル(家賃滞納等)のリスク
・リフォームする場合には経費が掛かる



専門家が一緒に考えます(相談から賃貸までの流れのイメージ)



①まずは不動産業者に相談

物件の調査も行います

②物件調査(リフォームする場合)

▶リフォームを行わない場合は④へ

・賃貸予定物件を調査し、リフォーム計画を行う
・計画が決まれば、見積書を作成

③リフォーム

見積書を確認し建築士等にリフォームの依頼

④媒介契約の締結

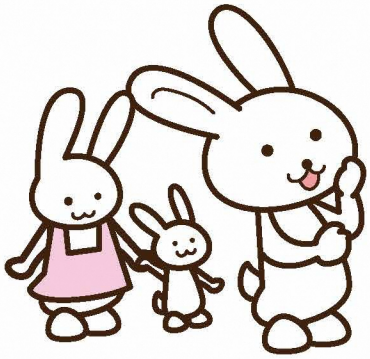
賃貸の仲介を依頼します

⑤賃貸契約の締結

不動産業者の仲介により入居者と契約

⑥賃貸開始

所有者が、建物と入居者を管理するのか？
不動産業者にお願いするのか？
相談してください



広告



Chapter 9

解体のこと

空き家の解体のメリットは?デメリットは?

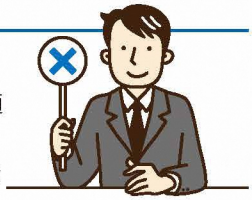
メリット

・土地を売却しやすくなる
・土地を売却し現金化することで遺産分割しやすくなる
・維持管理にかかる手間とお金が不要



デメリット

・解体経費が必要となる
・固定資産税の特例措置が適用されなくなる
・解体した土地に再建築できない場合がある



解体経費の見積りは、費用や内容が適正かどうかの確認のため、複数業者に依頼しましょう。



解体後の土地利用も一緒に考えます

専門家が一緒に考えます(相談から解体までの流れのイメージ)





①まずは解体業者に相談
見積り依頼を行います





②物件調査
現地調査します

③見積り
調査結果に基づき、見積書を作成します



④解体工事契約の締結
見積金額や内容を確認し契約します





⑤工事準備
施行計画や近隣対策などを行います



⑥建物内残存物の整理や処分
電気、ガスなどの業者連絡。衣類や家具などの移動や処分

⑦近隣への挨拶
騒音や振動等が伴う工事なので、ご近所に挨拶されるとよいでしょう。(解体業者が代行される場合もあります)



⑧解体
工事完了。現地確認し、工事代金を支払います。



解体した建物は、滅失登記をしましょう

広 告

解体工事ならお任せください

- 一般貨物自動車運送事業
- 総合解体請負事業
- 不動産取引事業

TOZAI 有限会社トーザイ

不動産事業も行なっております!

空家そっくりそのまま買取ります!



新潟県小千谷市西吉谷丙1038-1 Tel.0258-83-3160㈹
不動産事業部 Tel.0258-86-7444 Fax.0258-83-5678

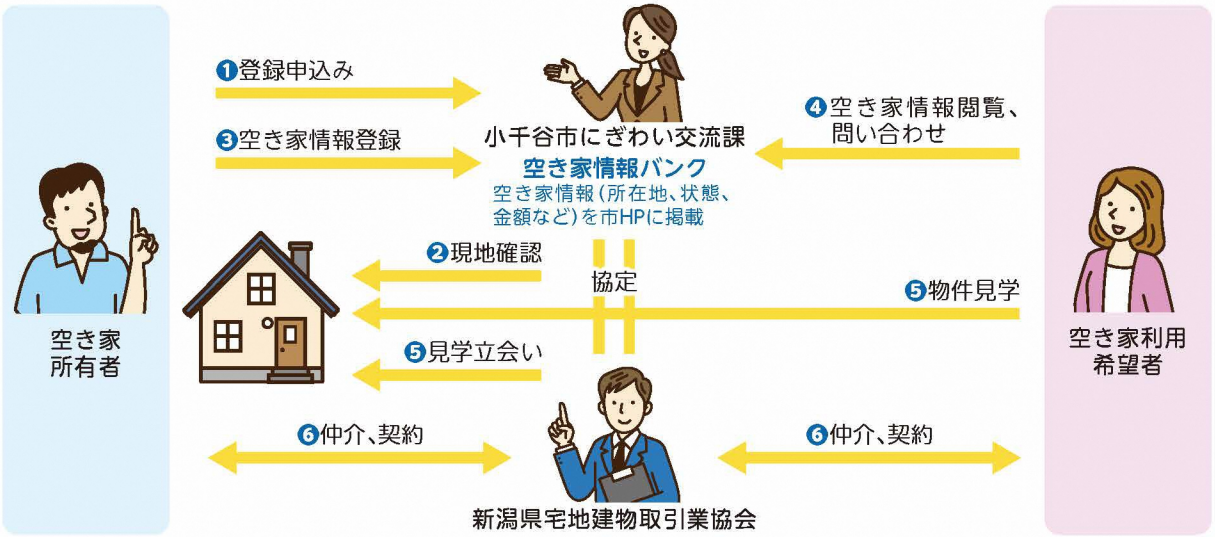
Chapter 10

空き家バンク

住まなくなった家を空き家バンクに登録しませんか？

空き家バンク制度とは

空き家の売却や賃貸を希望する方から提供された情報を、空き家の購入や賃借を希望する方に提供するための制度です。空き家バンクに登録した物件情報は市のサイトなどで掲載し、広く情報発信をします。



登録について

・登録費用　無料
※物件が成約した場合には、担当不動産業者に仲介手数料の支払いが生じます。
・登録には申請書等の提出が必要

登録するメリットは？

・インターネットで全国に発信
・宅建業者に仲介してもらうことで、トラブルに発展するリスクを軽減

どのような家が登録できる？

・所有者が明らかな家
・住宅として使用していた家
・大規模な改修が不要な家

お問合せ

商工振興課　U・Iターン支援室
☎0258-83-3556　FAX 0258-83-2789　✉ui-turn@city.ojiya.niigata.jp





広　告

外装を美しく
屋根 外壁 雨樋 リフォーム工事
外観のお悩み解決します。
お気軽にお問い合わせください
佐藤板金
小千谷市四ツ子29
TEL 0258-82-9738　FAX 0258-82-9738

Chapter 11

小千谷市補助金について



小千谷市では、小千谷市内・市外の人で小千谷市内の住宅を取得される方やリフォームされる方などに以下の補助・支援を行っています。この他に細かな補助要件がある場合や、現在は受付が終了している補助・支援もありますので各制度の詳細は担当までお気軽にお問い合わせください。

1）定住促進マイホーム取得補助金

小千谷市内で住宅を取得する方へ、その費用の一部を補助します。
住宅の新築（建て替えを含む）/建売住宅の購入/中古住宅の購入



お問合せ
建設課 建築住宅係
☎ 0258-83-3514　FAX 0258-83-2789
kensetu@city.ojiya.niigata.jp

2）住宅エコリフォーム補助金

市内業者によるエコリフォーム工事を行う方に対し、その費用の一部を補助します。
省エネ・エコ住宅設備・防災に配慮したリフォーム工事

お問合せ
建設課 建築住宅係
☎ 0258-83-3514　FAX 0258-83-2789
kensetu@city.ojiya.niigata.jp

3）空き家利活用支援事業補助金

転入者が、市内業者による空き家のリフォーム工事を行う場合、その費用の一部を補助します。
住宅の増築/内外装の修繕/居室、浴室、トイレなどの改修工事 など

お問合せ
商工振興課　U・Iターン支援室
☎0258-83-3556　FAX 0258-83-2789
ui-turn@city.ojiya.niigata.jp

4）脱炭素設備導入促進補助金

再生可能エネルギー設備やエネファームなどの設備を設置される方へ、その費用の一部を補助します。
太陽光発電設備/木質バイオマス熱利用設備（ペレットストーブ・薪ストーブなど）/地中熱利用設備/エネファーム　など

お問合せ
環境共生課 脱炭素推進係
☎ 0258-83-3566　FAX 0258-82-8664
kankyo-dt@city.ojiya.niigata.jp

5）木造住宅耐震診断費助成金

昭和56年5月31日以前に建築された、空き家でない一戸建て木造住宅の耐震診断を行う場合、自己負担額が10,000円になるように、差額分を補助します。

お問合せ
建設課 建築住宅係
☎ 0258-83-3514　FAX 0258-83-2789
kensetu@city.ojiya.niigata.jp

6）木造住宅耐震改修費補助金

耐震診断を受け、改修が必要と診断された住宅に改修工事を行う場合、その費用の一部を補助します。

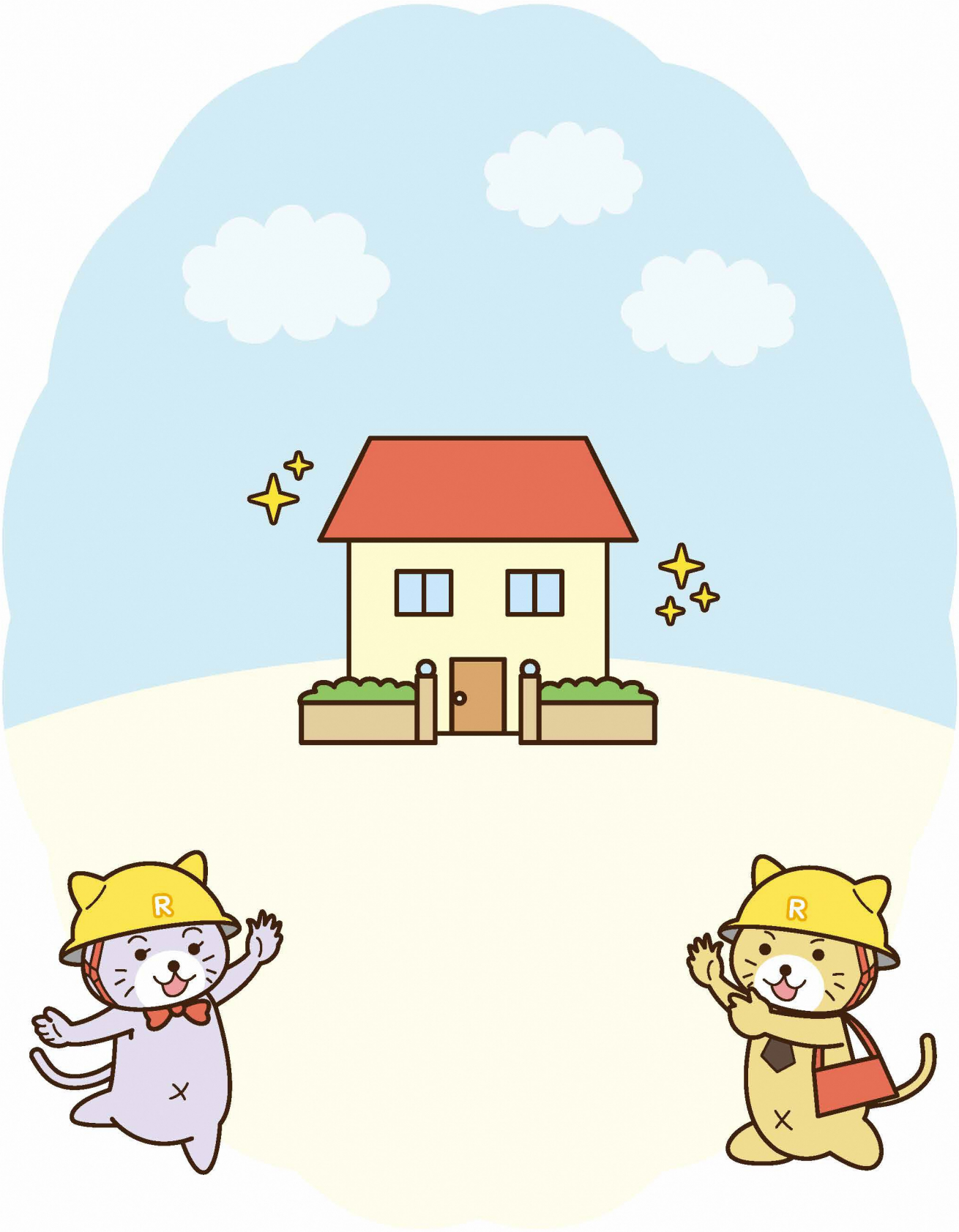
お問合せ
建設課 建築住宅係
☎ 0258-83-3514　FAX 0258-83-2789
kensetu@city.ojiya.niigata.jp

広　告



建築板金工事（屋根、外壁、雨樋、雨もりなど）
一級建築板金技能士
有限会社 星野板金店
小千谷市栄町11-19
TEL 0258-82-0543
FAX 0258-82-1504

●舗装工事業　●土木工事業
T C W OGI
有限会社 小木建設
小千谷市城内1-13-15
TEL 0258-83-2628
FAX 0258-82-0644



小千谷市
空き家対策

